

議案第28号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

【議案提出担当課：上下水道課】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、本規約において所要の変更を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

1. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。